

防衛省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

法人名	役職及び所掌	在任期間 (算定期間)	業績勘案率（案）※ 〈防衛省評価委員会〉
駐留軍等労働者労 務管理機構	監事	H20. 6. 19～H24. 6. 18 (同上)	1. 0

※ 業績勘案率（案）の算定は別紙のとおり。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

通知のあった業績勘案率（案）「1. 0」については、意見はない。

以上

別紙

防衛省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容		業績勘案率 (案)
				基準勘案率（※1）	調整	
		(参考) 在任期間	特段の貢献度等 (※2)			
駐留軍等労働者労務管理機構	監事	H20.6.19～H24.6.18	同左	1.0	なし	1.0

※1 「防衛省独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成19年3月8日防衛省独立行政法人評価委員会）（以下「業績勘案率の決定方法」という。）2（2）において、在職期間が1年に満たない役員（監事を除く。）並びに監事については1.0を基準業績勘案率とすることとされている。

※2 「業績勘案率の決定方法」2（3）ただし書きにおいて、当該役員の法人に対する特段の貢献度等が認められる場合は、それを考慮したものとする事とされている。